

発行／松戸市 編集／財務部税制課
〒271-8588 松戸市根本387-5
☎047-366-7321 FAX047-360-1300
URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



住んでよいまち 訪ねてよいまちをめざして



「胡録神社 三匹獅子舞」

松戸市小中学生観光絵画展 松戸市長賞受賞作品



大橋小学校 6年
きよまつさき
清松 咲貴さん

このまち・松戸
あなたの税が
いきっています

もくじ

- 市民税・県民税の申告について …… 2～3
松戸税務署からのお知らせ …… 3
- 固定資産税・都市計画税 …… 4～5
- 軽自動車税 …… 6
市税1万円の使いみち …… 6
- 市税の納期内納付にご協力を …… 7
- 中学生の「税についての作文」 …… 8

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために、市が行う社会福祉の充実、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策の充実、商工業や農業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。
この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。

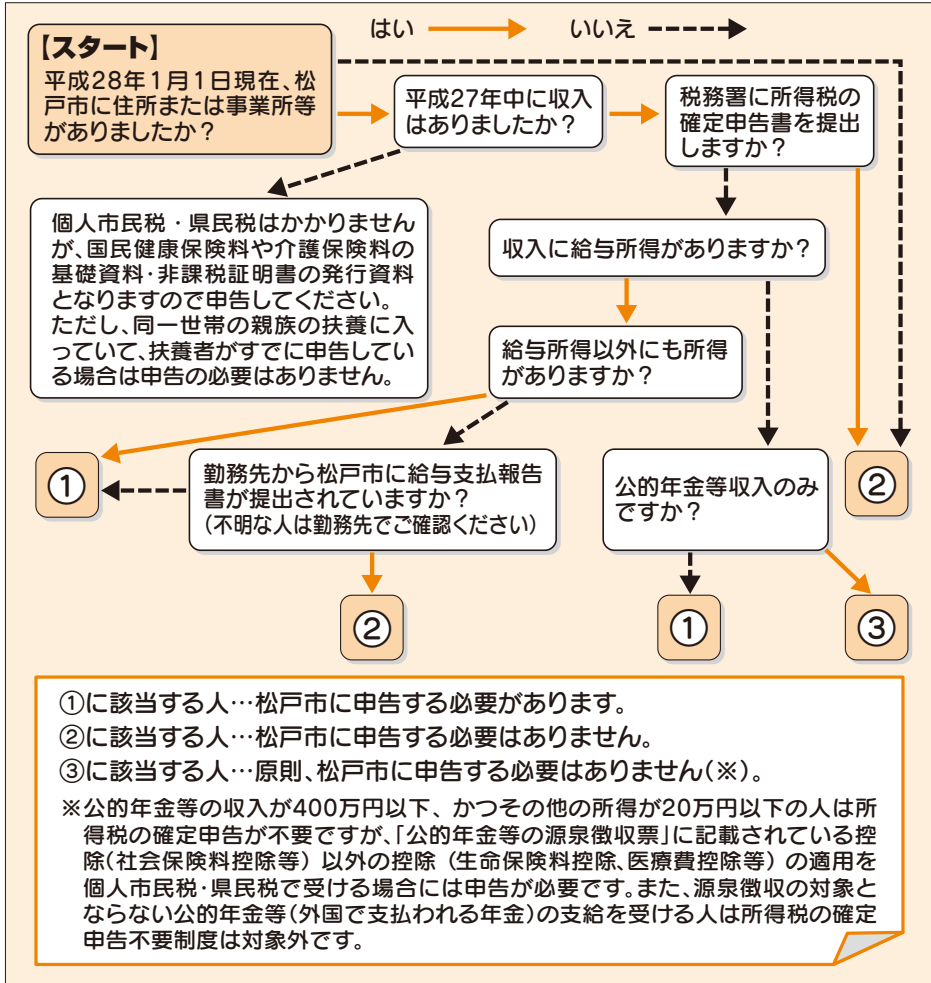
の申告について

申告書はご自分で書いて、提出は便利な郵送をご利用ください

☎ 市民税課 (個人) ☎ 366-7322
(法人) ☎ 366-7136

✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

申告が必要な人



申告受付会場

受付会場 ... 市役所本館2階 大会議室・各市民センター等
(各受付会場の開設日は3ページをご覧ください)

受付時間 ... 9時～11時30分 / 13時～16時 (提出のみの場合17時)
※ 介添えが必要な方は、下記の会場が便利です。

1階またはエレベーター等が設置されている会場	
● 市役所 本館2階 大会議室 (階段昇降機・エレベーターあり)	
● 常盤平市民センター 1階	
● 小金保健福祉センター 3階 (エレベーターあり)	
● 小金原市民センター 2階 (エレベーターあり)	
● 六実市民センター 2階 (エレベーターあり)	

個人市民税・県民税の概要

松戸市の個人市民税は、毎年1月1日現在、松戸市に居住している個人に課税される税金で、前年一年間の所得を基に計算されます。なお、個人県民税は個人市民税と一緒に納めていただき、市を経由して県へ送られています。

個人市民税・県民税は地方税法により税率が定められていますので、市町村により税率が異なることは原則ありません。

個人市民税・県民税の申告書

個人市民税・県民税の申告書は、2月上旬に、原則として前年に個人市民税・県民税の申告をし、確定申告が不要だった人、前年に会社を退職した人、前年に松戸市へ転入した人へ郵送しています。なお、申告書は市民税課、各支所・申告会場に備えてあります。

*** 申告書が郵送されて来ない場合**

でも、申告が必要になる可能性があります。「申告が必要な人」(P2左上図)を基に申告が必要かご確認ください。

申告に必要なもの

申告書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、国民健康保険や国民年金等社会保険料の控除証明書(国民年金については支払いを証する書類)、生命保険料・地震保険料、長期損害保険料(平成18年以前に契約したもの)の払込証明書、認め印、銀行等の口座番号(所得税還付の場合)

郵送による申告受付

毎年、各申告会場が大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。申告書に氏名・住所・連絡先を記入して、押印の上、右記の「申告に必要なもの」を同封して、「〒271-8588 松戸市役所市民税課」までお送りください。控えが必要な人は、切手を貼り住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

*** 申告書には必ず連絡先を記入してください。なお、確定申告書の提出先は税務署となります。詳細については、P3下段にあります。「松戸税務署」からのお知らせをご覧ください。**

医療費控除

納税者本人やその家族が病気やけが等により、高額な医療費を支払った場合には、申告することにより一定金額の所得控除が受けられ、所得税額や個人市民税・県民税額が軽減される場合があります。

● 医療費控除が受けられるのは、1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費から生命保険などの給付金や高額療養費の支給などで補てんされる金額を差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない方の金額を超えた場合(上限二百万円)

パート収入の非課税限度額

パート収入は、通常給与所得となります。給与所得は、パート収入から給与所得控除額(最低六十五万円)を引いた金額です。パート収入が百万円以下の場合、個人市民税・県民税は、課税されません。また、百三万円以下であれば、その人の配偶者は配偶者控除を受けることができます。配偶者の所得の非課税限度額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係は左表のとおりです。

パート収入金額	所得税	夫・妻の所得から(参考)	
		個人市民税・県民税	配偶者特別控除
100万円以下 (所得35万円以下)	かからない	かからない	受けられない
100万円超 (所得35万円超)～ 103万円以下 (所得38万円以下)	かからない	かかる	受けられない
103万円超 (所得38万円超)～ 141万円未満 (所得76万円未満)	かかる	かかる	受けられない
141万円以上 (所得76万円以上)	かかる	かかる	受けられない

特別徴収の推進について

千葉県および県内全市町村では、平成28年度より、個人市民税・県民税の給与天引き(特別徴収)を徹底いたします。現在、特別徴収を実施されていない事業所様におかれましては、平成28年度までに準備をされますようお願いいたします。

平成28年度個人市民税・県民税にかかる主な税制改正

● **公的年金からの住民税特別徴収の見直し**
年金所得者の納税の便宜を図るため、主に2点の見直しがありました。詳しくはP3をご覧ください。

● **ふるさと納税(寄附金税額控除)の特例控除分の上限の引き上げ**
平成27年以降にふるさと納税にかかる寄附をした場合の、寄附金税額控除の基礎控除分に加算される

特別控除分の上限が、所得割の10%から20%に引き上げられました。

● **ふるさと納税(寄附金税額控除)ワンストップ特例制度の創設**
確定申告の必要のない給与所得者等が、平成27年4月1日以降、ふるさと納税にかかる寄附をし、ワンストップ特例の申請をした場合、申告をしなくてもふるさと納税にかかる寄附金税額控除を受けられることとなりました。

【注意事項】
・その他所得、控除等のために申告をする場合は、ワンストップ特例の対象となりません(寄附金も含めて申告が必要です)
・ワンストップ特例の対象外となるため申告が必要です

法人市民税

市内に事務所・事業所を有する法人に課税します。内容は、資本金等の額・従業員数により区分される「均等割」と、資本金等の額・法人税額により区分した「法人税割」からなります。原則として、事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めます。また、事業年度が6カ月を超える法人は前事業年度の法人税額により、中間(予定)申告納付をする必要があります。

法人の区分	税率	
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後開始する事業年度
資本金等の額が1億円以下で、かつ法人税額が年500万円以下(分割法人においては分割前の額)※2	12.3%	9.7%
上記に掲げる法人以外	14.7%	12.1%

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは「資本金等の額」または「資本金と資本準備金の合算額」のいずれか大きい方の金額です。
※2 法人税割の資本金等の額は資本金の額または出資金の額です。

法人の区分	均等割額(年額)	
	市内の従業員数	均等割額
均等割	資本金等の額※1	
	1千万円以下	50人以下 5万円 50人超 12万円
	1千万円超1億円以下	50人以下 13万円 50人超 15万円
	1億円超10億円以下	50人以下 16万円 50人超 40万円
	10億円超50億円以下	50人以下 41万円 50人超 175万円
	50億円超	50人以下 41万円 50人超 300万円

市民税・県民税

申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)

受付時間 9時～11時30分 / 13時～16時 (提出のみの場合は17時)

※市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受け付けのみを行い、所得税の確定申告書の作成は行いません。松戸税務署の確定申告書作成会場をご利用ください。

※昨年と申告会場の開設期間が、変わりましたのでご注意ください。

各会場での受付日は下表のとおりです(○印が実施日)

※土・日曜日の受け付けは行っていません。

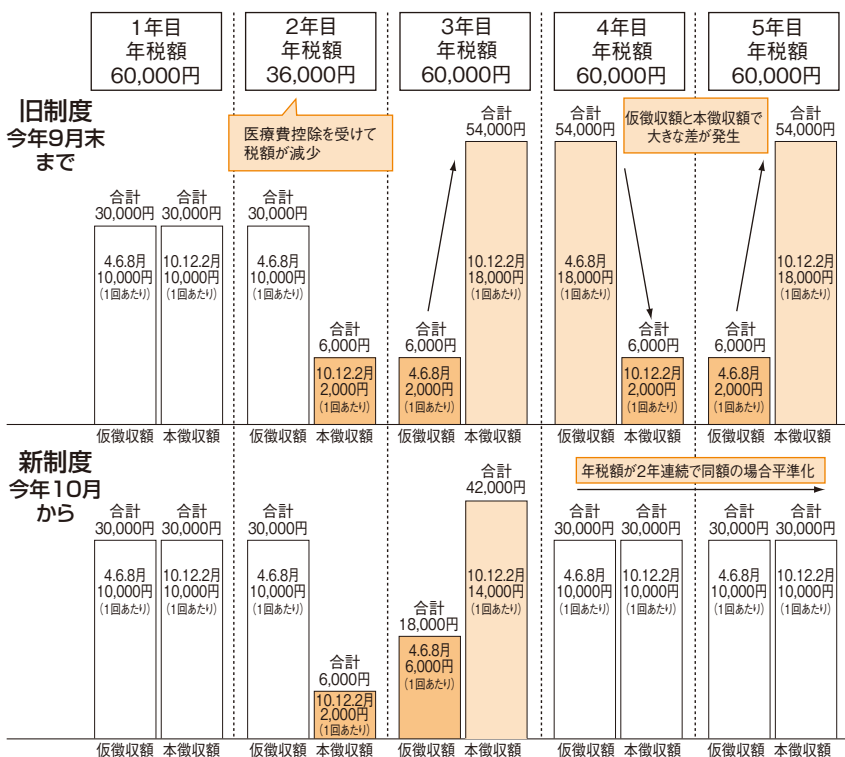
会場	2月										3月										
	16(火)	17(水)	18(木)	19(金)	22(月)	23(火)	24(水)	25(木)	26(金)	29(月)	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	14(月)	15(火)
市役所本館2階大会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新松戸市民センター2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金原市民センター2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六実市民センター2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢切支所2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤平市民センター1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金保健福祉センター3階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東部支所2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

新松戸市民センター、矢切支所、東部支所にはエレベーターがありません。ご注意ください。

※各会場とも駐車場の数が限られています。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

旧制度と新制度の年金特別徴収比較図

例)年税額60,000円の人がある年のみ医療費控除を受けて年税額36,000円となった場合



●対象となる人
4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に個人市民税・県民税が課税される人が対象となりますが、介護保険料が公的年金から引き落としされていない人等は対象となりません。なお、公的年金以外の所得にかかる個人市民税・県民税については、別途給与からの特別徴収

●対象となる人
4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に個人市民税・県民税が課税される人が対象となりますが、介護保険料が公的年金から引き落としされていない人等は対象となりません。なお、公的年金以外の所得にかかる個人市民税・県民税については、別途給与からの特別徴収

●公的年金等にかかる個人市民税・県民税の特別徴収(引き落とし)について

年金特別徴収税額算定表

	旧制度	新制度
仮徴収税額(4・6・8月)	前年度分の本徴収額÷3 (前年度の2月と同額)	(前年度分の年税額÷2)÷3
本徴収税額(10・12・翌2月)	(年税額-仮徴収税額)÷3	旧制度と同じ

※仮特別徴収税額の変更が適用されるのは平成29年4月からとなります。

●税制改正による変更内容
平成28年10月より年金の特別徴収内容に改正があります。変更される内容は次のとおりです。
① 転出・税額変更があった場合においても一定の要件のもと特別徴収の継続がされます。
② 仮特別徴収税額が前年度分の個人市民税・県民税額の2分の1に相当する額となります。(左表および左図参照)

松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成して、提出はお早めに

●所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(火)まで

●個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(木)まで

●平成25年分の課税売上高が1千万円を超える人、平成26年1月1日から6月30日までの課税売上高または給与等支払額が1千万円を超える人、および消費税課税事業者選択届出書を提出している人は消費税の申告が必要です。

●申告書の作成を税理士に依頼される際は、にせ税理士にご注意ください。

●国税庁ホームページで申告書等を作成できます

●所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書等が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。作成した申告書等は添付書類と一緒に郵送等で提出してください。

●また、e-Taxを利用すれば作成した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信することが出来ます。

●e-Taxのメリット
① 添付書類の提出または提示を省略できます。
② 還付金を早く受け取ることが出来ます。

●詳しくは、国税庁ホームページ(URL: <http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

●申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください

●郵便または信書便で提出する人は、封筒の裏面に、住所・氏名

を記入してください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

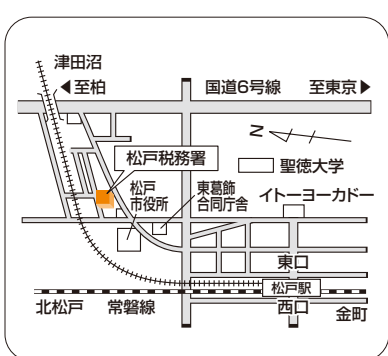
●平成27年分の確定申告書作成会場は、松戸税務署に変更となりました

●開設期間 3月15日(火)まで
※土・日曜日、祝日を除きますが、2月21日、28日の日曜日は開場します。

●相談時間 9時から17時まで(受け付けは8時30分から開始します。会場が混雑している場合には受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく16時までにお越しください。)

●会場は大変混雑しますのでご自宅や国税庁ホームページ等を利用して申告書を作成することをお勧めします。

●注意事項 税務署の駐車場に作成会場(プレハブ)を設置いたしますので、駐車場が使用できません。お車での来署はご遠慮ください。



●納税は、便利な振替納税で

●用ください
○所得税の振替日: 4月20日(水)
○消費税の振替日: 4月25日(月)
※お申し込みは税務署または金融機関へ

●松戸市小根本53の3

●松戸市小根本53の3

8年度

都市計画税税率 **0.23%** (制限税率0.3%)

都市計画税

☎ 固定資産税課 ☎ 366-7323

✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納税義務者となり、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。



評価替え

固定資産の価格(評価額)は、三年に一度、評価の見直しを行います。このことを「評価替え」といい、評価替えの年度を「基準年度」といいます。平成28年度の基準年度は平成27年度(平成27基準年度)となり、原則として基準年度から三年間、価格が据え置かれます(償却資産は毎年度評価を見直します)。

ただし、土地(宅地)については、平成26年1月1日から平成27年7月1日までの一年六カ月の間、地価の下落が認められる場合、下落を反映させて平成28年度の価格を決定します。

土地

●評価のしくみ

土地の評価は地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

●地目

地目とは、宅地・田・畑・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野および雑種地をいいます。ただし、松戸市では鉱泉地・池沼・牧場・原野に該当する土地はありません。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、1月1日(賦課期日)の利用状況(現況地目)によりります。

●地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によりります。

●価格(評価額)

価格は、売買実例価額を基準として定めた正常売買価格を基礎として決定します。

●路線価等の公開

価格の基礎となる路線価および標準宅地の所在を公開しています。

●路線価とは

宅地の価格を決定するうえで基礎となる価格で、具体的には道路に面した標準的な宅地の一平方メートルあたりの価格をいいます。

宅地の価格は、この路線価に基づいてそれぞれの宅地の状況(間口・奥行・形状など)に応じて求めます。

●標準宅地とは

市内の地域ごとの主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。主要な道路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格などの七割を基にして求められます。

その他の道路については、主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。

なお、路線価および標準宅地については市のホームページ「地図情報提供サービス」

(<http://www.sonicweb.asp.jp/matsudo/>)内で公開しています。

●課税標準額

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額(本則課税標準額)となります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格より低く算定されます。

なお、税負担の調整措置とは、税負担の公平の観点から、負担水準(今年度の価格に対する前年度課税標準額の割合)に応じて、本則課税標準額を上限として、課税標準額を上昇・据え置き・引き下げの措置をするものです。

●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要のあることから、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

○小規模住宅用地

・二百平方メートル以下の住宅用地(二百平方メートルを超える場合は住宅二戸あたり二百平方メートルの部分)を小規模住宅用地といいます。

・小規模住宅用地の課税標準額については価格の六分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の一)。

○一般住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、三百平方メートルの住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、二百平方メートルが小規模住宅用地で、残りの百平方メートルが一般住宅用地となります。

・一般住宅用地の課税標準額については、価格の三分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の一)。

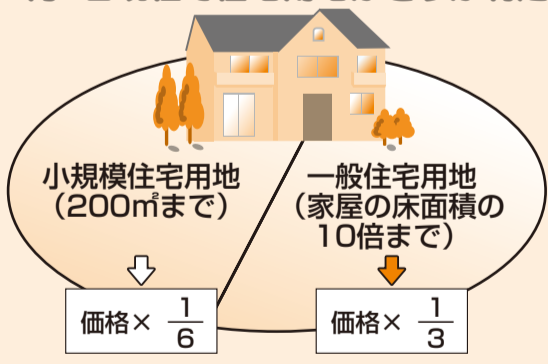
●住宅用地の範囲

①専用住宅(もっぱら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地。その土地の全部(家屋の床面積の十倍まで)。

②併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋のうち、家屋の床面積に対する居住部分の割合が四分の一以上あるもの)の敷地の用に供されている土地。その土地の面積(家屋の床面積の十倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地。

○住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。従って、1月1日(賦課期日)において新たに住宅の建築が予定されている土地、あるいは住宅が建築されつつある土地は、特例が適用されません。ただし、建て替え建築中等などで一定の要件を満たすと認める土地については、住宅用地として取り扱います。

1月1日現在で住宅用地かどうか判定



償却資産

償却資産は、土地・家屋以外のもの、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品など)をいいます。

●評価のしくみ

償却資産の評価は、地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および取得年月を基準として、各資産の耐用年数に対応する減価率を基本として評価します。

●申告について

市内に事業用の償却資産(貸し付けているものを含む)を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告してください。

※社宅・寮・賃貸マンションなどを所有し、エレベーターが設置されている建物は、その動力設備としての変電設備、また、敷地内に駐車場および植栽などを施している場合も償却資産として申告の対象となります。

都市計画税

都市計画税は都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、原則として都市計画法による市街化区域内の土地・家屋の所有者が固定資産税とともに納める税金です。

※都市計画事業とは都市計画施設の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。

固定資産税 Q & A

Q 売り主の「Aさん」は平成27年12月に自己所有地の売買契約を締結し、平成28年1月10日には買い手の「Bさん」への所有権移転登記を済ませました。平成28年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 平成28年度の固定資産税は「Aさん」に課税されます。地方税法の規定に基づき、平成28年度の固定資産税は、平成28年1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して全額課税することになっています。

このような場合、税金の負担方法については、売り主と買い主との間で契約書などによって取り決めることが多く行われています(家屋の売買があった場合にも同様の取り扱いとなります)。

Q 平成28年1月20日に取り壊した家屋についても、平成28年度の固定資産税の課税対象となります。なぜでしょうか。

A 固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を課税対象として課税されます。

したがって、平成28年1月20日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、平成28年度の固定資産税の課税対象となります。

固定資産税税率 1.4%

固定資産税

家屋

●評価のしくみ

家屋の評価は地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、木造と木造以外の家屋の区分により価格を求めます。市の職員が家屋の間取りや仕上げ材料などを調査し、建築後の経過年数による「経年減点補正率基準表」を適用して評価します。

●新築住宅に対する固定資産税の減額措置

平成28年3月31日までに新築された住宅・アパート・マンションなどの居住用家屋は、次の要件を満たす場合、新築後一定の期間、その住宅の固定資産税額（一戸あたり居住面積百二十平方メートル相当分まで）の二分の一の額を減額します。

●要件

居住面積が五十平方メートル（貸家共同住宅は二戸あたり四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下

●認定長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置

長期優良住宅の認定を受けた住宅で平成28年3月31日までに新築した場合、新築後五年度分（三階建以上の中高層耐火住宅などは七年度分）、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）の二分の一の額を減額します。

●手続き

新築された翌年の1月31日までに申告書に認定通知書の写しを添付して固定資産税課に提出してください。

●既存住宅を耐震改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

昭和57年1月1日以前から所在している住宅で、平成27年12月31日までに、次の①から③までの要件を満たす耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、二分の一の額を減額します。

●要件

① 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年6月施行）に適合する耐震改修であること

② 耐震改修の費用が一戸あたり五十万円超であること

③ 耐震基準に適合した改修工事であることの証明書（※）が必要
※ 証明書は建築士などが証明する指定の書類

●手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付し、固定資産税課に提出してください。

●高齢者等の居住する既存住宅をバリアフリー改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成19年1月1日以前から所在する次の要件Aに該当する住宅で、平成28年3月31日までに要件Bの改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

●要件

A ① 六十五歳以上の人 ② 要介護認定または要支援認定を受けている人 ③ 障害者の人のいづれかが居住する住宅（賃貸住宅を除く）

B ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良 ⑤ 手すりの設置 ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取り替え ⑧ 床表面の滑り止め化のいづれかに該当するバリアフリー改修工事

⑧ 自己負担額が一戸あたり五十万円超であること

●手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

●既存住宅を省エネ改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年3月31日までに要件Cおよび要件Dを満たす改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

った場合、その住宅の固定資産税額（一戸あたり百二十平方メートル相当分まで）を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

●要件

C ① 窓の断熱改修工事（二重サッシ化 複層ガラス化など） ② 床の断熱工事 ③ 天井の断熱工事 ④ 壁の断熱工事（②③④は、①と併せて行う）のいづれかに該当する省エネ改修工事

●手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

D ① 建築基準法の現行省エネ基準に適合した省エネ改修であること ※省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書（建築士などが証明する指定の書類）が必要

② 自己所有の固定資産の課税内容については、納税通知書に綴られている「課税資産の内訳」でも確認できます。

●手続き

改修工事完了後、三カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

固定資産の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の価格と、市内の他の土地・家屋の価格とを比較することができる制度です。

●縦覧期間

4月1日（金）～5月2日（月）（土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時）

●場所

市役所新館二階固定資産税課 ※縦覧の際は、本人確認できるもの（7ページ下段を参照）を持参してください。法人の場合は代表者印を持参または代表者印の押印された委任状が必要となります。なお、個人の委任状にも委任者の押印が必要です。

※自己所有の固定資産の課税内容については、納税通知書に綴られている「課税資産の内訳」でも確認できます。

納税者に相続が発生した場合の手続きについて

土地・家屋の所有者として登記または土地・家屋補充課税台帳に登録されていた人が平成28年1月1日（賦課期日）現在に死亡している場合、相続人の中から代表者を申し出いただき、納税することになります。申出書は、松戸市に死亡届を提出した人に送付しています。松戸市外で死亡届を提出された場合は、申出書を送付しますので、固定資産税課までご連絡ください。

また、未登記家屋を所有している場合は、所有者変更手続きが必要となります。手続き方法については固定資産税課までご連絡ください（市のホームページからもダウンロードできます）。

※被相続人自身が口座振替により納税していた場合、金融機関での相続などの手続き状況によっては、引き落としができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

平成28年度

税制改正大綱について

平成27年12月16日に税制改正の内容をまとめた税制改正大綱が発表されました。その中から固定資産税に関するものを次に掲載します。今後は、これらの改正内容が法案となり、国会で審議される予定です。

●新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。

●新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。

●耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年3カ月延長する。

●バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 対象となる住宅について、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅とする。

② 床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加する。

③ 工事費要件について、50万円超（地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）とする。

●省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加する。

② 工事費要件について、50万円超から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）とする。

これら以外の要件は本ページ上部各項目をご確認ください。

●お願い
平成28年度の納税通知書は4月上旬に発送します。納税通知書が届かない人は、お早めにご連絡ください。

軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに

☎ 税制課 ☎ 366-7321

✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している登録名義人に、納めていただく税です。

納税通知書の発送

平成28年度の納税通知書は5月11日(水)発送予定です。納税通知書が届かない人は、早めに連絡してください。

納税の方法

5月31日(火)までに納付書(兼納税通知書)で納めてください。

減免について

体の不自由な人などが生活(仕事・通勤・通学・通院など)のために軽自動車等を使用する場合、申請により税の減免を受けられる場合があります。お問い合わせください。

軽自動車等の廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

● 廃車・名義変更等は4月1日(金)までに手続きしてください(下表①②参照)。手続きがされていないと、平成28年度以降も課税の対象になります。手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」「届かなかった」等の例が多くなっています。トラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きがされたか書類を本人で確認するようお願いいたします。

バイク(松戸市ナンバー)の盗難

にあった場合は、警察署へ盗難届の手続き後、税制課または各支所で廃車手続きをしてください。

廃車手続きの際に必要な事項

届け出た警察署名・届出日・受理番号・被害年月日

軽自動車等の登録・廃車・変更手続き

続きについて必要なものおよび手続きをする場所は、下記の表のとおりです。野田・習志野ナンバーの手続きについては、千葉運輸支局・軽自動車検査協会にお問い合わせください(下表②参照)。

軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて

① 松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

● 手続きに来る人の本人確認できるもの(7ページ下段を参照)が必要です。

区分	手続きに必要なもの		手続きする場所
登録	市外から転入	購入	市役所税制課 (本館2階) ☎366-7321 または各支所
		廃車済	
名義変更	譲受け	未廃車 標識(ナンバープレート)付	
		廃車済	
廃車(松戸市ナンバー)	標識(ナンバープレート)※ 標識交付証明書 認印		

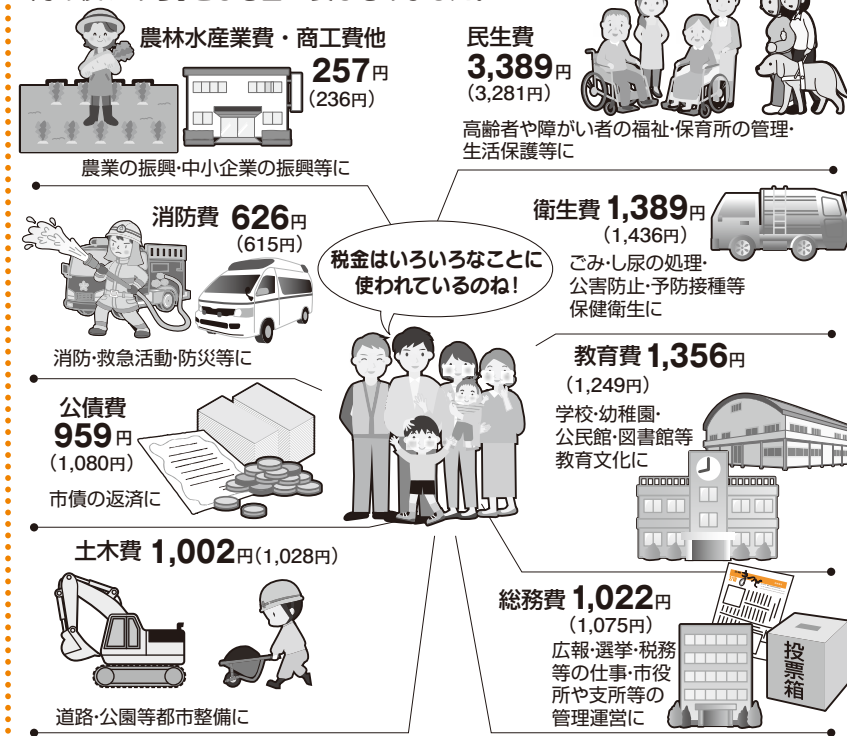
※標識(ナンバープレート)をき損、紛失した場合には、弁償金(200円)が必要です

② 野田・習志野ナンバー(125cc超二輪車・三輪および四輪)

二輪車 (125cc超)	廃車・変更手続き等については、 右記へお問い合わせください	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪	廃車・変更手続き等については、 右記へお問い合わせください	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが健康で快適に過ごせるように、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防といった市民生活に欠かせない仕事を行っています。これらの仕事を行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約47%を占める最も貴重なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを「市税1万円の使いみち」として図に表してみました。



※平成27年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等一般財源の割合による配分です。
※カッコ内の数字は、前年度同期のものです。

軽自動車税の税制改正について

平成26年度および平成27年度税制改正により、軽自動車税の税率改正が行われました。

Ⅰ 原動機付自転車および二輪車等

平成28年度課税分から下記のとおりになります。

車種区分	税率(年額)	
	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
小型特殊自動車	ミニカー(50cc以下)	2,500円
	農耕作業用	1,600円
軽二輪	その他(フォークリフト等)	4,700円
小型二輪自動車	125cc超250cc以下	2,400円
	250cc超	4,000円
		6,000円

Ⅱ 三輪および四輪の軽自動車(総排気量660cc以下)

平成28年度の税率は、下記のとおりです。

車種区分	(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課	(4)軽課				
				(ア)	(イ)	(ウ)		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円		

● 新規検査(新車登録)の年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載されています。

- 旧税率
対象車両：平成27年3月31日までに新規検査(新車登録)済みの車両
※ただし「初度検査年月」が平成14年までの車両は、平成28年度から(3)重課の税率となります。
- 標準税率(平成27年度課税分から)
対象車両：平成27年4月1日以後に新規検査(新車登録)をした車両
- 重課(平成28年度課税分から)
対象車両：新規検査(新車登録)から13年を超える車両
「初度検査年月」が平成14年までの車両は、グリーン化(環境配慮型税制)を進める観点から、経年重課が適用されます。
- 軽課
対象車両：平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規検査(新車登録)をした減税対象の車両
環境負荷の小さい軽自動車に対する優遇措置が導入され、平成28年度分限り、軽課の特例措置が適用されます。
※平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日)により、適用期限が1年延長(平成28年度中に新規検査(新車登録)をした減税対象の車両についても翌年度課税のみ軽課が適用)される予定です。

軽課の対象車両

税率	軽乗用車	軽貨物車
(ア)概ね25%軽減	平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車
(イ)概ね50%軽減	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車
(ウ)概ね75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車

※ガソリン車およびハイブリッド車は、平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(国土交通省が「★★★★」と認定した車両)に限ります。
※電気自動車および天然ガス自動車は、平成21年度排出ガス基準に適合した車両で、かつ基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎366-7325

✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp

◎納める期限は

平成28年度市税の納期限

●市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	6月30日(木)
第2期	8月31日(水)
第3期	10月31日(月)
第4期	12月28日(水)

●固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	5月2日(月)
第2期	8月1日(月)
第3期	11月30日(水)
第4期	翌年1月31日(火)

●軽自動車税

期別	納期限
全期	5月31日(火)

2016		
1	2	3
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12

◎納める場所は

市税取扱金融機関等納付場所



- 松戸市
市役所収納課および各支所
- 銀行
千葉・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・埼玉りそな・三井住友・常陽・筑波・千葉興業・京葉・東日本・東京スター・群馬
- 信託銀行
三井住友
- 信用金庫
東京ベイ・朝日・東京東・亀有・城北
- 信用組合
銚子商工
- 農業協同組合
とうかつ中央
- その他
商工組合中央金庫・中央労働金庫
- 全国のゆうちょ銀行および郵便局
- 下記のコンビニエンスストア

(平成28年1月31日現在)

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。税金を納期限までに納めないで、市役所から督促状を出します。そのままにしておくと財産(不動産・給与・預金等)の差し押さえ、公売などの強制処分を受けることとなります。

また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。納期内納付にご協力ください。



コンビニ・ペイジーを利用した納付について

コンビニエンスストアや金融機関のATM・インターネット(モバイル)バンキングを利用して市税を納めることができます。

【取り扱いない税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【コンビニでお支払いの場合】

●バーコードが印字された納付書で納付でき、手数料はかかりません。

- 現金のみの納付となります。納付書一枚につき、三十万円を超える場合は、納付できません。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は、取り扱いません。
- 利用できるコンビニエンスストアは次の通りです(50音順)。
☆ココストア/エブリワン
☆コミュニティ・ストア
☆サークルK/サンクス
☆スリーエフ
☆セイコーマート/スーパー北海道/ハセガワストア/タイエー
☆セーブオン
☆セブン・イレブン
☆デイリーヤマザキ/ヤマザキデイズ
☆イリスストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ニューヤマザキデイズストア
☆ファミリーマート
☆ポプラ/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家
☆ミニストップ
☆ローソン
☆MMK(マルチメディア対応情報端末)設置店
- コンビニでのお支払いの場合は、収納事故防止のため「領収証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。
- ATM等でお支払いの場合
下記ペイジーマークの印字された納付書で、松戸市指定金融機関・松戸市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局のATMのうち、ペイジーに対応したATMで利用できます。
- インターネット(モバイル)バンキングを利用して納付ができます(ペイジーに対応した金融機関との契約が必要です)。
- ATM等ご利用上の注意
お支払いにあたり、手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用手数料など、一部のサービス利用に対して手数料等がかかる場合があります。

●インターネット(モバイル)をご利用の場合は通信費がかかります。

●納付書に領収印が押されません。車検用の軽自動車税納税証明書は、納付確認ができた方には、6月下旬ごろまでに郵送します。

市税の納付は、口座振替が安心・便利です

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、納付のたびに金融機関やゆうちょ銀行および郵便局等へ行く必要もなく、翌年度以降も継続されます。

【申し込み方法】

「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、指定の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局の窓口へ直接お申し込みください。

「口座振替依頼書」は納税通知書(軽自動車税を除く)の中に添付してあります。また、市内の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局にも備え付けてあります。

【申し込みに必要なもの】

預貯金通帳、届け出印、納税通知書

【対象税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【口座振替の開始】

申し込み日から2カ月以降の納期分から開始となります。

【取り扱い金融機関等】

市内に本・支店のある金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局で取り扱います。

【振替口座の変更・解約】

新たに指定する金融機関等へ「口座振替依頼書」を提出してください。

現在振替している金融機関等へ

「口座振替依頼書・解約届」を提出してください。

●全納払い、または各期別払いのいずれかを選択できます。

●全納払いは、第一期の納期最終日に全額を引き落とします。

【その他】

●固定資産税で共有名義から単独名義への変更、あるいは共有持分の変更があると自動継続されませんので、新たに申し込みが必要です。

●預貯金残高不足により振替不能となった場合、再度振替はできませんので、ご注意ください。

納税相談のご案内

災害・廃業・失職・病气・盗難などの事由により納期内納付が困難となる場合には、お早めに収納課までご相談ください。

夜間納税相談窓口の開設

◎日時 2月25日(木)
3月24日(木)
各17時~20時

◎場所 収納課(市役所新館2階)

本人確認のお知らせ

各種税証明書等の申請の際に、不正な申請を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いします。下記のAから1点、お持ちでない場合、Bから2点またはBとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示は不可です。

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等【官公署発行の写真付のもの】
B	各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)等【官公署発行の写真なしのもの】
C	社員証や学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等【本人の名前が確認できるもの】

※申請内容によっては他に書類が必要な場合がありますので、詳細は担当各課にお問い合わせください。個人番号の通知カードは本人確認書類ではありません。

平成27年度 中学生の「税についての作文」優秀作品

松戸市長賞

『感謝すべき税金』

専修大学松戸中学校 3年

澤田 爽さん

税金って何だろう。税金というと、まず消費税が頭に浮かんできます。なぜなら、どうして働いていない私達中学生が、少ないお小遣いでの買い物に、税金を払わなければならないのだろうと思うことがあるからです。また、本来税金は、国民が安心して暮らしている世の中を作るために使われる筈なのに、実際はどうか。そうではないように思われることもあり。作文を書くにあたり、私達の住む国に納税の義務があるにもかかわらず、今まで深く考えたことがなかった税金について、私なりに調べてみました。

教育の分野では、学校の建設、体育館・図書館等の教育施設の充実や整備、更には、教科書の無償配布等がありました。また、社会保障の分野では、病気や怪我をした時に、自己負担額を少なく治療を受けることが出来る等の制度がありました。こんなに身近な所で税金が使われていることに驚きました。そして、税金のほとんどは、社会保障、医療福祉介護等の公的サービスに使われていることも知りませんでした。

この機会に、家族でも話し合ってみました。医療費について言えば、私の姉は特別な病気があるため、自立支援医療受給者の認定を受けています。これは、そ

特定の病気に関わる診察・治療・検査・薬等の費用の自己負担が軽減されるというものです。知りませんでした。辛く苦しい病気や薬の副作用と闘う姉は、税金に支えられていたのです。これなら、安心して、治療に専念出来るでしょう。正に、税金は国民の健康や生活を守るために使われているのだと実感しました。

今回税金について調べて思ったことは、税金は大切だということです。皆が納めた税金は、便利で安全な生活をしていく上で、とても重要な働きをしていることが分かりました。もし、消費税等を廃止すれば、公共サービスは成り立たなくなるでしょう。綺麗に整備された道路、ゴミ処理が行き届いた衛生的な日本ではないにしても、税金は必要なのです。その他私達が気付いていない細かい所で税金の力が発揮されていて、そのお陰で当たり前のように、毎日安心安全に暮らしているのです。実際、これまでに私が旅行やホームステイで訪れたどの国よりも、日本は綺麗な設備も整い、親切であると思います。それは、日本の税制が充実しているからでしょう。これからは、私達の生活の中で使われているあらゆる税に、感謝していきたいです。

最後に、今後重要なことは、私達若い世代は明るい未来のためにもっと税金について関心を持ち、税金が正しく使われているのかを知る必要があると考えます。そして、国は、国民に税金に対する理解を得られるよう、分かり易く伝えていくべきなのです。そうすれば、国民は納得して納税の義務を果たし、その結果、より一層暮らし易く、笑顔で溢れる明るい社会を作ることが出来るでしょう。

松戸市議会議長賞

『私の母は五千元』

和名ヶ谷中学校 3年

山田 芽依さん

それは、母とコンビニに行った時のことだ。商品の支払いの時、母は鞆から紙を取り出すと、店員さんにそれを渡して商品の代金と別に五千元を支払った。何の五千円だろうと、気になって母に問うと、住民税を納めた、と教えてくれた。税金ってコンビニで納められるんだ。他にはどんな方法があるのだろうか。住民税って耳にしたことはあるけどどんな税金なのだろうか。様々な疑問が浮かんだ。

帰宅してからインターネットで住民税について調べてみた。住民税は一月一日に住所がある都道府県、市町村に納める税のこと、とあった。ただし、税を納めるのは国民全員ではなく、所得のある人だけだ。では、少しでも所得のある人は皆納めなければならないのか。通常は所得のある人全員に納税義務があるが、納税義務がない場合もある。生活保護を受けている方、未成年者、障害者も持っている方、合計所得金額が市区町村の定める金額以下だった方などである。私の母はパートとして働いていて、松戸市の定める金額を少し上回った為、約五千元を千葉県と松戸市に納めたということだ。また、納税義務がある、ないだけでなく、人によって納める金額にも違いがあるようだ。

松戸市教育委員会教育長賞

『税金は未来への資金』

第一中学校 3年

大塚 夕維さん

「この教科書は、これから未来を担うみなさんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。」これは私の教科書の裏表紙に書かれています。小学校から今までの9年間、私がもらった全ての教科書に書かれています。毎年新しいものに名前を書くたびにちらっと見る程度でそこまで気にしていませんでした。

ですが、最近、私の学校で税金についての講演会が行われ、そこで私は税金が私たちの意外と身近に使われていることを知り、教科書にかかっているこの文を思い出したのです。考えてみると、机や黒板、学校の建設費まで税金が使われています。税金のおかげで私たちは勉強ができて、学校で楽しく過ごしているのだと改めて強く実感しました。

他にもこんなことがありました。東日本大震災が起こってから数ヶ月たった頃のことです。私の住んでいる所はホットスポットと呼ばれていました。そのせいで母は家の庭で好きだった家庭菜園をやらなくなりました。そんな時、市役所の広報誌に除染作業のことが掲載され、私の家の庭も作業してもらえることになりました。今では母は嬉しそうな顔を

母に金額について聞いてみると、納める金額の違いは得た収入の違いによるものだから、同じ職場で働いている方でも納めるお金は違うと教えてくれた。私は最初このことを聞いて、たくさん働いた人がより多くの税金を納めなくては行けないというのは、平等ではないのではないかと考えた。

しかし、税金のことを調べているうちに自分の考えは間違っているように感じた。そもそも税金は「とられる」ものではない。自分の生活に還ってくるものだから。そして税金が弱者を守るものであるためにも納税能力のある人が多くの税金を納めるというのとはとても良い仕組みだと思いついた。

しかし、税のあり方に疑問をもっている人もいることだろうと思う。私の父が、「税金、多いなあ」と口にしていて聞かされたこともある。税金がどのようにならなければいいか使われているのか大まかにはわかっていても、「自分の納めた税」は何に使われているかわからない、というのがその原因である私は考える。難しいことだとは思いますが、納付書と共に、「あなたの納める税金を何に使います」と明記されたものを送るなどすれば、疑問をもつ人は減ると思う。

住民税に興味をもったことが税について知るきっかけとなり、家族で税のことを話し合うこともできたからよかったと思う。税の大切さを改めて感じる、良い経験になった。私が大人になって税を納めるようになった時、今回税の意味や使い道を知れたことで、きっと気持ち良く税を納められる、そんな大人になれると思う。

私はこの二つの体験から、税金は毎日の暮らしを豊かにするものであり、またかげなれば日本の人々を支えていると思えました。言い換えれば、税金は未来を明るく、豊かに創っていくための大切な資金のようなものではないかと私は考えました。税金が無ければ、現在のように誰もが小学校に通学し、無償で教科書が与えられるという制度は存在しなくなるかもしれません。ゴミ収集がなくなると町中にごみがあふれたり、浄水場がなくなると川には下水が流されたりしてしまうようなことが起ってしまうかもしれないのです。だからこそ税金は大切だと思えます。税金があるからこそ今の日本があるといっても過言ではないと思えます。

税金について調べたことで、日本の財政の現状と課題を知ることもできました。税金だけでは国がすべき活動が出来ないため、国債を発行して、集めた公債金(借金)でまかなっていることも分かりました。このままでは将来に大きな負担と不安があります。こうした日本の財政を改善することが課題です。

私たちの健康で豊かな生活を未来へつないでいくために、こうした現状を多くの人が理解することが大切だと思えます。そして、税金は社会共通の会費のようなものであるという認識をもち、きちんと納税していくことが一番大切なことだと感じました。

松戸市副市長賞

『税金を納める意義を知る』

小金南中学校 3年

長野 愛さん

私は、税金について全く知らなかったため、母に「税金で助かったこと」を聞いてみました。すると、二つの答えが返ってきました。

一つ目は、厚生労働省の管轄する、児童扶養手当についてでした。児童扶養手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当だそうです。簡単にいうと、子育てをしながら長い時間働くことがなかなか叶わないひとり親のお父さんやお母さんを経済的に助成してくれる制度です。母も三人の子育てをしながら、働いていたのでこの手当は、非常に助かったそうです。この手当を受ける申請をしたときに市役所の方から、「この手当で生活するのではなく、経済的に自立するまでこの手当で助成を受けて自立が叶ったときには、手当をもらわなくても良い生活ができるよう自立を手助けする制度なんですよ」と言われたそうです。私達姉妹も大きくなり、母が土日朝から夜まで働けるようになった今は、助成を必要としていない小さいお子さんを抱えたひとり親の方々に、手当が行くように税金をしっかり納めようと感じて働いているそうです。

二つ目は、松戸市のひとり親家庭等医療費等助成制度についてです。この制度はひとり親家庭の家族に経済的負担を軽減して、早期に診療等を受けやすくするために、医療費を助成してくれる制度です。四年前、母が病気で通院、入院に費用がかかったときも、この助成を受けられたおかげで、高い診療代や投薬を受けることができ、今は元気に働いています。この制度は、家族も受けられたので、私がインフルエンザにかかったときも、おたふく風邪にかかったときも、助けられました。

先日、祖父に会ったとき、シルバークラスを持っていました。高齢になると、移動が大変になるので、バスや電車が無料で乗れるような制度があるとすくく助かると言っていました。母と祖父の話を知ったとき、税金によって助かる国民がいるということ、使えば道があるということ、ことだと思えます。税金の正しい使い方は国民市民に喜ばれる使い方ではないかと思えます。

こうして、周囲を見回すと私たちの身の周りの生活の身近なところに税金はたくさん関わっています。テレビで流れるニュースで取り上げられる税金について関心を深めることも大事ですが、身近な税金との関わりをよく知ること税金を納める意義を感じられるのだと思えます。私も大人になって所得を得られるようになったら、きちんと税金を納めたいと思えます。

母に金額について聞いてみると、納める金額の違いは得た収入の違いによるものだから、同じ職場で働いている方でも納めるお金は違うと教えてくれた。私は最初このことを聞いて、たくさん働いた人がより多くの税金を納めなくては行けないというのは、平等ではないのではないかと考えた。

しかし、税金のことを調べているうちに自分の考えは間違っているように感じた。そもそも税金は「とられる」ものではない。自分の生活に還ってくるものだから。そして税金が弱者を守るものであるためにも納税能力のある人が多くの税金を納めるというのとはとても良い仕組みだと思いついた。

私はこの二つの体験から、税金は毎日の暮らしを豊かにするものであり、またかげなれば日本の人々を支えていると思えました。言い換えれば、税金は未来を明るく、豊かに創っていくための大切な資金のようなものではないかと私は考えました。税金が無ければ、現在のように誰もが小学校に通学し、無償で教科書が与えられるという制度は存在しなくなるかもしれません。ゴミ収集がなくなると町中にごみがあふれたり、浄水場がなくなると川には下水が流されたりしてしまうようなことが起ってしまうかもしれないのです。だからこそ税金は大切だと思えます。税金があるからこそ今の日本があるといっても過言ではないと思えます。

税金について調べたことで、日本の財政の現状と課題を知ることもできました。税金だけでは国がすべき活動が出来ないため、国債を発行して、集めた公債金(借金)でまかなっていることも分かりました。このままでは将来に大きな負担と不安があります。こうした日本の財政を改善することが課題です。

私たちの健康で豊かな生活を未来へつないでいくために、こうした現状を多くの人が理解することが大切だと思えます。そして、税金は社会共通の会費のようなものであるという認識をもち、きちんと納税していくことが一番大切なことだと感じました。

優秀賞

- 税金のサイクルと私たちの人生
- 税のあり方
- ふるさと納税
- 私の毎日を支えているもの
- 高齢化社会と税金
- 私たちの暮らしと税金
- 縁の下の力持ち「税金」
- 税に支えられ、未来の為に
- 昔と今の共通点
- 「命」と「税」のかかわり
- 税金が日本を救う

- 佐藤 岳さん (牧野原中学校)
- 須賀 ももこさん (新松戸南中学校)
- 須賀 小次郎さん (根木内中学校)
- 吉井 淳さん (金ヶ作中学校)
- 酒井 美結さん (第五中学校)
- 野崎 なつみさん (小金南中学校)
- 田中 珠璃さん (第六中学校)
- 中山 詩里さん (旭町中学校)
- 伊藤 凛花さん (専修大学松戸中学校)
- 山崎 和花さん (第三中学校)
- 口 慎吾さん (牧野原中学校)

松戸市では、次代を担う中学生の皆さんから、今年度も「税についての作文」の募集を行いました。

これは、中学生の皆さんに税に対する正しい知識を持ってもらうために、租税教室の開催と併せて、家庭・学校で学んだ税に関すること、報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、税に対する理解を深めていただくことを目的として実施しています。

今年度は、市内22校から3,525点の応募がありました。この中から厳正な審査の結果、市長賞をはじめ副市長賞、議長賞、教育長賞などの優秀作品15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。

平成28年度も9月初旬に作品の募集を予定しています。市内の中学生の皆さんからの応募をお待ちしています。